

## 第179回秋田県都市計画審議会

※ 新型コロナウィルス感染症により、緊急避難的措置として書面審査により審議を行いました。委員からの意見と意見に対する回答は以下のとおりであり、議案のとおり承認されました。

### 【日時】

書面審議のため開催期間は令和2年4月21日～令和2年5月8日

### 【意見】

議案第1号 意見なし

議案第2号 意見（相沢委員）

施設の稼働に伴い、騒音レベルは現在比+6dBの58dBとなるものと分析しております。生活環境保全場の目標60dB以下ではありますが、騒音レベルは決して低くないよう感じます。近隣に住民はいらっしゃらないとのことですが、周辺企業に対する影響はいかがでしょうか。

#### 回答（秋田市）

本計画地は、騒音に関する規制が適用されない工業専用地域に位置することから、法令上の騒音基準値はありませんが、生活環境評価指針の基本的な考え方を踏まえ、周辺環境の保全上の目標として騒音規制法および環境基本法を参考に、最寄りの住宅地は目標値60dB以下、敷地内4箇所は目標値70dB以下と設定したものです。各地点での将来の騒音に関する分析結果は、目標値と比較しても現況の騒音環境を著しく悪化させとはいえないものと考えます。

なお、申請者である世紀東急工業株式会社から、隣接している周辺企業に対し本計画の説明を行ったところ、騒音に関する懸念の表明および本計画への反対意見はなかったとの報告を受けております。